

清水町指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清水町社会福祉協議会が開設する清水町地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要支援者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう要支援者等の依頼を受けて介護予防サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 清水町地域包括支援センター
- (2) 所在地 清水町堂庭 221-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 常勤・1人
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。
- (2) 社会福祉士等 常勤・1人以上
- (3) 経験看護師 常勤・1人以上
- (4) 介護支援専門員 常勤・1人以上
職員は、介護予防サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料)

第6条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者宅や介護予防支援事業所等で相談を受け、介護予防ケアマネジメントの手順により介護予防サービス計画を作成する
- (2) サービス事業者との連絡調整や介護保険施設を紹介する

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、清水町全域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人清水町社会福祉協議会と事業所の管理者との協定に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。